


所管部課	福祉部 障害福祉課	部長	田口 茂夫		
件名	東大和市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則について				
	区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正理由 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）施行規則の一部改正により、療養介護医療受給者証の交付及び再交付に係る規定が設けられたため、東大和市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正するものである。</p> <p>(2) 主な改正内容 ・療養介護医療受給者証の交付及び再交付に関する規定の改正 ・上記に伴う関係様式の改正</p> <p>(3) 施行日 公布の日</p> <p>(4) 影響及び効果 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の利用に伴う事務処理を適切に行うことができる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 規則の案文については、文書課において審査済。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議付議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。